

○さいたま市特定非営利活動促進法施行条例

平成23年12月27日

条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第9条の規定により市長が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し（複写したものを含む。）
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（複写したものを含む。）

3 前項各号に掲げる書面は、提出の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

4 第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているものであるときは、当該書面の日本語による翻訳文で、翻訳者を明らかにしたものを添付しなければならない。

5 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りとする。

(一部改正〔平成24年条例6号・令和3年11号・5年38号〕)

(社員総会の決議が省略された場合の議事録)

第3条 法第25条第4項若しくは第6項又は第34条第4項の規定により社員総会の議事録の謄本を提出し、又は届け出る場合において、法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (定款の変更の認証申請)

第4条 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 変更の内容
 - (3) 変更の理由
- (定款の変更の届出)

第5条 特定非営利活動法人は、法第25条第6項の規定による届出をしようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第6条 特定非営利活動法人は、法第29条の規定による書類の提出を毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の公開)

第7条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、市長が定める場所において行うものとする。

- 2 法第30条の規定による謄写において写しの交付を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証申請)

第8条 特定非営利活動法人は、法第34条第3項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

- 2 第2条第2項から第4項までの規定は、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面について準用する。

(認定の申請)

第9条 特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日

(2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 前項の規定は、認定特定非営利活動法人が法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとするときについて準用する。

(役員報酬規程等の提出)

第10条 認定特定非営利活動法人は、法第55条第1項の規定による書類の提出を前条第1項の認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から3月以内に行わなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、法第55条第2項の規定により、法第54条第3項の書類を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成28年条例55号〕)

(役員報酬規程等の公開)

第11条 法第56条の規定による閲覧又は謄写は、市長が定める場所において行うものとする。

2 法第56条の規定による謄写において写しの交付を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第12条 第9条第1項の規定は、法第58条第1項の規定による特例認定を受けようとする場合について準用する。

2 第10条及び前条の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(一部改正〔平成28年条例55号〕)

(合併の認定申請)

第13条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第8条第1項の申請書の提出に併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(一部改正〔平成28年条例55号〕)

(特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等)

第14条 第2条第1項に規定する者又は特定非営利活動法人が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により市長に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。

(追加〔令和5年条例38号〕)

(市長が行う電磁的記録による縦覧等)

第15条 法第74条の規定により読み替えて適用される情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。

(一部改正〔令和2年条例20号・5年38号〕)

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存)

第16条 法第75条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項並びに第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)、第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(一部改正〔平成28年条例55号・令和5年38号〕)

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成)

第17条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第4条第1項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

（一部改正〔平成28年条例55号・令和5年38号〕）

（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等）

第18条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第5条第1項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

（一部改正〔平成28年条例55号・令和3年11号・5年38号〕）

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、市長が所轄する特定非営利活動法人に関し必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔令和5年条例38号〕）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成10年埼玉県条例第54号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月21日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者の、第3条の規定による改正後のさいたま市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項（同条例第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この条例の施行の日前に発給された第3条の規定による改正前のさいたま市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項第2号に規定する書面を第3条の規定による改正後のさいたま市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項第1号に規定する書面とみなす。

附 則（平成28年12月28日条例第55号）

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月11日条例第11号）

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和5年10月26日条例第38号）

この条例は、令和5年12月1日から施行する。